

特定健康診査等実施計画

東京化粧品健康保険組合

平成 19 年 10 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっております。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

本計画は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものであります。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとしています。

当健保組合の現状

当健保組合は、化粧品の製造業及び販売業、それと密接な関係を有するエステティック業及びこれに従事する者を養成・訓練する事業所が加入している健保組合です。

平成18年度の事業所数は487で、全国28都道府県に所在するが、約7割が東京に所在しています。

加入事業所は、零細・中小事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の3割、50人未満の事業所が全体の5割を占めています。1事業所あたりの平均被保険者数は、約150人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が34.01歳で、女性が全体の7割弱を占めています。

健康診査については、当健保組合の健康管理センター及び契約健診機関（全国42都道府県で139機関）ならびに健診車による巡回健診を行っています。

※当健保組合健康管理センター所在地は、東京化粧品健保組合と同じ

平成18年度の実施人数

当健保組合健康管理センター	1,889	人
契約健診機関	40,561	人
遠隔地健診補助金	2,487	人
計	44,937	人

（内訳：被保険者43,432人、被扶養者1,505人）

健康診査受診者の5割が、当健保組合健康管理センター及び都内契約健診機関で受診しています。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は予防可能であり、発症した後でも血糖、血中脂質、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としております。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになります。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

本年5月に実施した実施した満39歳以上の被扶養者を対象とした健康診査に関するアンケートに基づき、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理します。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領します。健診費用は、事業者が負担することとします。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことです。そのため
の保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自ら生活習慣を改善することができるよう
支援することになります。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を70.0%とします。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率

(%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	65	70	75	78	80	—
被扶養者	18	22	26	28	29	—
被保険者＋被扶養者	55	60	65	68	70	70.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率45.0%とします。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者	24,176	26,166	28,328	30,679	33,238	—
特定保健指導対象者数 (推計)	3,311	3,909	4,585	5,195	5,793	—
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	45.0%
実施者数	828	1,173	1,605	2,078	2,607	—

東京の近隣地域については当健保組合の健康管理センターで行います。処理能力を超えてしまう場合は保健指導を委託します。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とします。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	19,007	20,703	22,554	24,574	26,781
40歳以上対象者	19,007	20,703	22,554	24,574	26,781
目標実施率(%)	65.0	70.0	75.0	78.0	80.0
目標実施者数	12,355	14,492	16,916	19,168	21,425

被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	5,169	5,463	5,774	6,105	6,457
40歳以上対象者	5,169	5,463	5,774	6,105	6,457
目標実施率(%)	18.23	22.11	25.94	27.74	28.52
目標実施者数	942	1,208	1,498	1,694	1,842

被保険者+被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	24,176	26,166	28,328	30,679	33,238
40歳以上対象者	24,176	26,166	28,328	30,679	33,238
目標実施率(%)	55.0	60.0	65.0	68.0	70.0
目標実施者数	13,297	15,700	18,414	20,862	23,267

② 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	24,176	26,166	28,328	30,679	33,238
動機付け支援対象者	1,782	2,104	2,467	2,796	3,118
実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0
実施者数	535	736	987	1,258	1,559
積極的支援対象者	1,529	1,805	2,118	2,399	2,676
実施率(%)	19.16	24.20	29.2	34.2	39.15
実施者数	293	437	618	820	1,048
保健指導対象者計	3,311	3,909	4,585	5,195	7,349
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
実施者数	828	1,173	1,605	2,078	3,307

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、当健保組合健康管理センター内、契約健診機関又は巡回により行います。

特定保健指導は、東京近郊の者については、当健保組合健康管理センター内で又は巡回により行います。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とします。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とします。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査・特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など当健保組合健康管理センターや契約健診機関での受診が困難である場合は、契約健診機関を増やし対応します。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など当健保組合健康管理センターでの受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングすることとします。

(5) 受診方法

原則、当健保組合健康管理センター内で又は契約健診機関もしくは巡回により受診を希望する日時を予約したうえで、特定健康診査又は、特定保健指導を受けます。

(6) 周知・案内方法

周知は、各事業所にパンフレット等を送付するとともに、機関誌やホームページに掲載します。

(7) 健診データの受領方法

健診データは、契約健診機関から電子データ又は紙データを随時（又は月単位）受領して、当健保組合で保管します。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとします。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とします。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から東京の近隣に移住する者から優先して選出します。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出します。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、東京化粧品健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしません。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とします。またデータの利用者は当健保組合職員に限ります。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載します。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、健康管理事業推進委員会及び理事会等において見直しを検討します。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととします。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させます。